

2023 年 12 月 7 日
日 本 銀 行

クライメート・トランジション利付国庫債券の国債売買等のオペ等や
担保受入れにおける取扱いについて

来年 2 月から発行が予定されているクライメート・トランジション利付国庫債券^(注)は、「国債売買基本要領」、「国債の条件付売買基本要領」、「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」で定めている「利付国債」、「適格担保取扱基本要領」で定めている「普通国債」に該当します。

したがって、国債売買等のオペ等や担保受入れにおける取扱いについては、既発の「利付国債」、「普通国債」と同様となります。なお、国債買入れにおける具体的な取扱いについては、「当面の長期国債等の買入れの運営について」（2023 年 12 月 7 日）をご参照ください。

また、クライメート・トランジション利付国庫債券は、「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション基本要領」で定めている「わが国の気候変動対応に資する投融資」として取り扱うことができます。

(注) G×経済移行債（およびその借換債）のうち、個別銘柄発行されるものを指します。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 土川・宿谷 (03-3277-2877)